

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日
がとる
翌日)

目 次

◇ 告 示 町等の区域の新設等(地方課)

土地区画整理法による換地処分(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第三百二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新設し、及び変更し、並びに字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設及び変更並びに字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項後段の規定による鳥取都市計画事業千代水土地区画整理事業施行地区の換地処分の公告が

あった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

新たに画する町
の名称

千代水二丁目

同上の区域(平成二年四月一日現在の地番による。)

秋里字大縄の全域

秋里字板建の全域

秋里字上大石橋二〇六の二の一部、二〇七の二、二〇七の

一の一部、二〇七の二、二〇八から二一五までの一部、二

一六の二の一部、二一六の二、二一七の一部及びこれらと

一体をなす固有地

秋里字下大石橋二五四の二、二五五、二五六の一部、二

五七の二の一部、二七四の二、二七五の二の一部、二七五

の三、二七六から二七八までの一部、二七九の二の一部、

二七九の二の一部、二八〇から二八二までの一部、二八三

の二の一部、二八三の二の一部、二八四の二の一部、二八

四の二の一部、二八五の二の一部、二八六の二の一部、二八

六の二の一部、二八七の二の一部、二八七の二の一部、二八

八の二の一部、二八九の二、二八九の二の一部及びこれらと一

体をなす固有地

秋里字東大石橋の全域

秋里字下菅町ヶ坪三二二の一から三二二の三まで、三二二

の一、三二二の三、三二二の四及びこれらと一体をなす固

有地

秋里字上菅町ヶ坪三四〇の一、三四一の一、三四一の二及

びこれらと一体をなす固有地

安長字東魚尾一八八から一九一までの一部、一九二の一の

の一の一部、二八六の二の一部、二八七の一の一部、二八七の二の一部、二八八の一部、二八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

南限字曾崎一五七の一、一五八の一、一五八の二、一五九の一、一五九の二、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六一の二、一六二の一、一六二の二及びこれらと一体をなす国有地

南限字狐隈ノ二二四一の一、二四二の五及びこれらと一体をなす国有地

南限字狐隈ノ二二四三、二四四の一、二五九の一、二五九の二及びこれらと一体をなす国有地

南限字板立二六〇の一から二六〇の四まで、二六一から二六三まで、二六四の一、二六四の二、二六五から二七六まで、二七七の一部及びこれらと一体をなす国有地

南限字摺鉢二七八の一部、二七九、二八〇の一、二八〇の二、二八一から二九三まで及びこれらと一体をなす国有地

南限字寺田二九四から二九九まで、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一から三一一まで、三一二の一から三一二の三まで、三一三、三一四の一部、三一五の一部及びこれらと一体をなす国有地

岩吉字北本田一八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

賀露町字東下河原一八八の一、一八八の二の一部、一八九の一の一部、一八九の二、一九〇の一、一九〇の二の一部、一九一の一、一九一の二の一部、一九二の一の一部、一九二の二の一部、一九三の一の一部、一九三の二、一九四の一から一九四の四まで、一九五の一、一九五の二、一九六の一、一九六の二、一九七の一及びこれらと一体をなす国有地

賀露町字東野采の全域

賀露町字中野采二二二の一、二二二の二の一部、二二二の三、二二三の一、二二三の二の一部、二二四の一、二二四の二の一部、二二五の一、二二五の二の一部、二二六の一、二二六の二の一部、二二七の一、二二七の二の一部、二二

千代水四丁目

八の一、二一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
賀露町字西横江二六〇の一の一部、二六五の一、二六六の一及びこれらと一体をなす国有地
賀露町字東横江二七一の一、二七二の一、二七五、二七六の一及びこれらと一体をなす国有地

岩吉字東金田一五七の二、一五七の四、一五七の六の一部、一五七の八から一五七の一〇まで、一五七の一二の一部、一五八の二の一部、一五八の三から一五八の六まで、一五九の二から一五九の六まで、一五九の七の一部、一六〇の二、一六〇の三、一六〇の四の一部、一六一の一の一部、一六一の二、一六一の三、一六二の一の一部、一六二の二、一六二の三、一六三の二、一六三の三、一六三の四の一部、一六四の一の一部、一六四の二の一部、一六四の三、一六四の四、一六五の二、一六五の三、一六五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

岩吉字北本田一八一の一の一部、一八一の三、一八一の四、一八二の一の一部、一八二の三、一八二の四、一八三の一の一部、一八三の三、一八三の四、一八四の一の一部、一八四の二、一八四の三、一八五の一の一部、一八五の二、一八五の三、一八六、一八六の一、一八七、一八七の一、一八八、一八八の一、一八九、一八九の一及びこれらと一体をなす国有地

岩吉字西金田一九〇、一九〇の一、一九一、一九一の一、一九二、一九二の一、一九三、一九三の一、一九四の一、一九四の三から一九四の五まで、一九四の七から一九四の九まで、一九五の四、一九六の四、一九七の四、一九九の二から一九九の四まで、二〇〇の一から二〇〇の三まで、二〇一の一、二〇一の二、二〇二、二〇二の二及びこれらと一体をなす国有地

賀露町字摩尼田一四六の一、一四六の二、一四七の一、一四七の二、一四八の一、一四八の二、一四九の一、一四九の二、一五〇の一、一五〇の二及びこれらと一体をなす国有地

湖山町東四丁目

湖山町字高隈一〇三八から一〇四一までの一部、一〇四六の一部、一〇四七から一〇五二まで、一〇五三の一部、一〇五八の一部、一〇五九、一〇六〇の一、一〇六〇の二、一〇六一、一〇六二、一〇六三の一部及びこれらと一体をなす国有地

湖山町字中道一一〇九から一一一五までの一部、一一一六の二の一部、一一一六の三の一部、一一二六の二六から一一二六の三二まで、一一二六の二〇九、一一二六の二一及びこれらと一体をなす国有地

湖山町字犬伏一一二六の三三から一一二六の三九まで、一一二六の七二から一一二六の八四まで、一一二六の二〇八から一一二六の二二まで、一一二六の二二〇、一一二六の二二二から一一二六の二二六まで及びこれらと一体をなす国有地

湖山町字三島田の全域

湖山町字土器免九六五の一の一部、九六六の一、九六六の三から九六六の七まで、九六七の三、九六七の六から九六七の八まで、九六八の三、九六九の一、九六九の三、九六九の四、九七〇の一、九七〇の二、九七〇の四、九七二の一、九七二の二の一部、九七五の一、九七五の二の一部、九七五の三の一部、九七六の一、九七六の二、九七七の二、九七七の三まで、九七七の五、九七八の一、九七八の二、九七九、九七九の二、九八〇、九八〇の二、九八一、九八二の一部、九八六の一部、九八七から九八二まで、九八三の一部、九八八の一部、九九九、一〇〇〇、一〇〇〇の二、一〇〇〇の一、一〇〇〇の二、一〇〇〇の三の二、一〇〇〇の三の四、一〇〇〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地

湖山町字高隈一〇一〇の一部、一〇一一から一〇一六まで、一〇一七の一部、一〇二二の一部、一〇二三から一〇二八まで、一〇二九の一部、一〇三四の一部、一〇三五から一〇三七まで、一〇三八から一〇四一までの一部及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する町の名

湖山町字中道一〇六六から一〇七一まで、一〇七四から一〇七九まで、一〇八〇の一、一〇九四の一、一〇九四の三、一〇九四の四、一〇九五、一〇九六、一〇九七の一から一〇九七の四まで、一〇九八から一〇八八まで、一一〇九から一一一五までの一部、一一一六の二の一部、一一一六の三の一部、一一一六の四、一一一七の二、一一一八の二、一一一九の二、一一二〇の二、一一二〇の四、一一二一の二、一一二二の四、一一二三の四及びこれらと一体をなす国有地

湖山町東一丁目四〇三の二、四八六の二、四八七、四八八及びこれらと一体をなす国有地

湖山町東二丁目三〇一の二の一部

湖山町東五丁目一三八から一四六まで、一四七の一、一四八の一、一四九から一五二まで、二八一から二八五まで、二八六の一、三九九の九の一部及びこれらと一体をなす国有地

商栄町

同上の区域(平成二年四月一日現在の地番による。)

商栄町のうち二六三の二、二六四の二、二七一の二、二七二の二、二七三の二、二七四の二、二七五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

湖山町東二丁目

湖山町東二丁目のうち四〇三の二、四八六の二、四八七、四八八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

湖山町東二丁目

湖山町東二丁目のうち三〇一の二の一部以外の区域

湖山町字犬伏一一二六の一〇七

湖山町東五丁目

湖山町東五丁目のうち一三八から一四六まで、一四七の一、一四八の一、一四九から一五二まで、二八一から二八五まで、二八六の一、三九九の九から三九九の一まで及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する 字の名称	れらと一体をなす国有地以外の区域
秋里字下大石橋	同上の区域（平成二年四月一日現在の地番による。）
秋里字下大石橋のうち二五四から二五六まで、二五七の一、二七四の一、二七五の一、二七五の三、二七六から二七八まで、二七九の一、二七九の二、二八〇から二八二まで、二八三の一、二八三の二、二八四の一、二八四の二、二八五、二八六の一、二八六の二、二八七の一、二八七の二、二八八、二八九の一、二八九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	秋里字下大石橋のうち三二一の一から三二一の三まで、三二二の一、三二二の三、三二二の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
秋里字上壱町ヶ坪	秋里字上壱町ヶ坪のうち三四〇の一、三四一の一、三四一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
安長字東奥尾	安長字東奥尾のうち一八八から一九一まで、一九二の二から一九二の三まで、一九三、一九四の二から一九四の三まで、一九六の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
安長字秋里田	安長字秋里田のうち二三〇、二三一、二三二の一から二三二の四まで、二三四の二、二三四の三、二三五の一から二三五の三まで、二三六の二から二三六の四まで、二三七の一、二三七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
安長字八本松	安長字八本松のうち二三八、二三九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
南限字曾崎	南限字曾崎のうち一五七の一、一五八の一、一五八の二、一五九の一、一五九の二、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六一の二、一六二の一、一六二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
南限字狐隈ノ一	南限字狐隈ノ一のうち二四一の一、二四一の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
南限字狐隈ノ二	南限字狐隈ノ二のうち二四三、二四四の一、二五九の一、二五九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
岩吉字東金田	岩吉字東金田のうち一五六の二、一五七の一、一五七の二、一五七の四、一五七の六から一五七の一二まで、一五八の一から一五八の六まで、一五九の一から一五九の七まで、一六〇の一から一六〇の四まで、一六一の一から一六一の四まで、一六二の一から一六二の四まで、一六三の一から一六三の四まで、一六四の一から一六四の六まで、一六五の一から一六五の四まで、一六六から一七〇まで、一七〇の二、一七四の三、一七五の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
岩吉字西金田	岩吉字西金田のうち一九〇、一九〇の一、一九一、一九一の一、一九二、一九二の一、一九三、一九三の一、一九四の一、一九四の三から一九四の五まで、一九四の七から一九四の九まで、一九五の四、一九六の四、一九七の四、一九九の二から一九九の四まで、二〇〇の一から二〇〇の三まで、二〇一の一、二〇一の二、二〇二、二〇二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
賀露町字溝狭	賀露町字溝狭のうち九九の一、九九の二、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一の一、一〇一の二、一〇二の一、一〇二の二、一〇三の一、一〇三の二、一〇四の一、一〇四の二、一〇四の三、一〇四の四、一〇四の五、一〇五の一、一〇五の二、一〇六の一、一〇六の二、一〇七の一、一〇七の二、一〇八の一、一〇八の二、一〇九の一、一〇九の二、一一〇の一、一一〇の二、一一一の一、一一一の二、一一二の一、一一二の二、一一三の一、一一三の二、一一四の一、一一四の二、一一五の一、一一五の二、一一六の一、一一六の二、一一七の一、一一七の二、一一八の一、一一八の二、一一九の一、一一九の二、一二〇の一、一二〇の二、一二一の一、一二一の二、一二二の一、一二二の二、一二三の一、一二三の二、一二四の一、一二四の二、一二五の一、一二五の二、一二六の一、一二六の二、一二七の一、一二七の二、一二八の一、一二八の二、一二九の一、一二九の二、一三〇の一、一三〇の二、一三一の一、一三一の二、一三二の一、一三二の二、一三三の一、一三三の二、一三四の一、一三四の二、一三五の一、一三五の二、一三六の一、一三六の二、一三七の一、一三七の二、一三八の一、一三八の二、一三九の一、一三九の二、一四〇の一、一四〇の二、一四一の一、一四一の二、一四二の一、一四二の二、一四三の一、一四三の二、一四四の一、一四四の二、一四五の一、一四五の二、一四六の一、一四六の二、一四七の一、一四七の二、一四八の一、一四八の二、一四九の一、一四九の二、一五〇の一、一五〇の二、一五一の一、一五一の二、一五二の一、一五二の二、一五三の一、一五三の二、一五四の一、一五四の二、一五五の一、一五五の二、一五六の一、一五六の二、一五七の一、一五七の二、一五八の一、一五八の二、一五九の一、一五九の二、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六一の二、一六二の一、一六二の二、一六三の一、一六三の二、一六四の一、一六四の二、一六五の一、一六五の二、一六六の一、一六六の二、一六七の一、一六七の二、一六八の一、一六八の二、一六九の一、一六九の二、一七〇の一、一七〇の二、一七一の一、一七一の二、一七二の一、一七二の二、一七三の一、一七三の二、一七四の一、一七四の二、一七五の一、一七五の二、一七六の一、一七六の二、一七七の一、一七七の二、一七八の一、一七八の二、一七九の一、一七九の二、一八〇の一、一八〇の二、一八一の一、一八一の二、一八二の一、一八二の二、一八三の一、一八三の二、一八四の一、一八四の二、一八五の一、一八五の二、一八六の一、一八六の二、一八七の一、一八七の二、一八八の一、一八八の二、一八九の一、一八九の二、一九〇の一、一九〇の二、一九一の一、一九一の二、一九二の一、一九二の二、一九三の一、一九三の二、一九四の一、一九四の二、一九五の一、一九五の二、一九六の一、一九六の二、一九七の一、一九七の二、一九八の一、一九八の二、一九九の一、一九九の二、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一の一、二〇一の二、二〇二の一、二〇二の二、二〇三の一、二〇三の二、二〇四の一、二〇四の二、二〇五の一、二〇五の二、二〇六の一、二〇六の二、二〇七の一、二〇七の二、二〇八の一、二〇八の二、二〇九の一、二〇九の二、二一〇の一、二一〇の二、二一一の一、二一一の二、二一二の一、二一二の二、二一三の一、二一三の二、二一四の一、二一四の二、二一五の一、二一五の二、二一六の一、二一六の二、二一七の一、二一七の二、二一八の一、二一八の二、二一九の一、二一九の二、二二〇の一、二二〇の二、二二一の一、二二一の二、二二二の一、二二二の二、二二三の一、二二三の二、二二四の一、二二四の二、二二五の一、二二五の二、二二六の一、二二六の二、二二七の一、二二七の二、二二八の一、二二八の二、二二九の一、二二九の二、二三〇の一、二三〇の二、二三一の一、二三一の二、二三二の一、二三二の二、二三三の一、二三三の二、二三四の一、二三四の二、二三五の一、二三五の二、二三六の一、二三六の二、二三七の一、二三七の二、二三八の一、二三八の二、二三九の一、二三九の二、二四〇の一、二四〇の二、二四一の一、二四一の二、二四二の一、二四二の二、二四三の一、二四三の二、二四四の一、二四四の二、二四五の一、二四五の二、二四六の一、二四六の二、二四七の一、二四七の二、二四八の一、二四八の二、二四九の一、二四九の二、二五〇の一、二五〇の二、二五一の一、二五一の二、二五二の一、二五二の二、二五三の一、二五三の二、二五四の一、二五四の二、二五五の一、二五五の二、二五六の一、二五六の二、二五七の一、二五七の二、二五八の一、二五八の二、二五九の一、二五九の二、二六〇の一、二六〇の二、二六一の一、二六一の二、二六二の一、二六二の二、二六三の一、二六三の二、二六四の一、二六四の二、二六五の一、二六五の二、二六六の一、二六六の二、二六七の一、二六七の二、二六八の一、二六八の二、二六九の一、二六九の二、二七〇の一、二七〇の二、二七一の一、二七一の二、二七二の一、二七二の二、二七三の一、二七三の二、二七四の一、二七四の二、二七五の一、二七五の二、二七六の一、二七六の二、二七七の一、二七七の二、二七八の一、二七八の二、二七九の一、二七九の二、二八〇の一、二八〇の二、二八一の一、二八一の二、二八二の一、二八二の二、二八三の一、二八三の二、二八四の一、二八四の二、二八五の一、二八五の二、二八六の一、二八六の二、二八七の一、二八七の二、二八八の一、二八八の二、二八九の一、二八九の二、二九〇の一、二九〇の二、二九一の一、二九一の二、二九二の一、二九二の二、二九三の一、二九三の二、二九四の一、二九四の二、二九五の一、二九五の二、二九六の一、二九六の二、二九七の一、二九七の二、二九八の一、二九八の二、二九九の一、二九九の二、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一の一、三〇一の二、三〇二の一、三〇二の二、三〇三の一、三〇三の二、三〇四の一、三〇四の二、三〇五の一、三〇五の二、三〇六の一、三〇六の二、三〇七の一、三〇七の二、三〇八の一、三〇八の二、三〇九の一、三〇九の二、三一〇の一、三一〇の二、三一〇

の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古

居

儔

治

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む)】